

# 下関市立大学音楽練習室使用規程

平成19年4月1日

規程第75号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学厚生・体育施設等委員会規程（平成19年規程第70号）第2条第2項の規定に基づき、大学教育の一環として学生の自主的な課外活動を促進し、学園生活の向上に資するために設置する下関市立大学音楽練習室（以下「音楽室」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 音楽室は、下関市立大学学友会会則により活動を公認されたサークル（以下「公認サークル」という。）に使用させる。ただし、2つ以上の公認サークルに共同利用させることがある。

2 音楽室を1年間継続して使用しようとする公認サークルに対する使用許可手続き等は、下関市立大学学友会館使用規程（平成19年規程第 号）第3条3項、同規程第4条から第7条までの規定を準用する。

3 音楽室を一時的に使用しようとする公認サークルは、使用予定日の1週間前までに別に定める様式により使用願いを第8条に規定する管理運営責任者（以下「管理運営責任者」という。）に提出して使用許可を得なければならない。

(使用時間)

第3条 音楽室の使用時間は12時から20時までとする。ただし、管理運営責任者が特に必要と認めたときは、使用時間を延長又は短縮することができる。

(遵守事項)

第4条 音楽室の利用者は、別に定める音楽練習室利用者心得を遵守し、施設内を平穩、清潔に保ち、他の利用者の迷惑にならぬよう努めなければならない。

(禁止事項)

第5条 音楽室の利用者は、音楽室の利用にあたって次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火気を使用すること。
- (2) 危険物等を持ち込むこと。
- (3) 飲食・喫煙、宿泊をすること。
- (4) 音楽室外で、又は扉を開放したまま音出しをすること。
- (5) 許可なく掲示その他これに類するものを貼付すること。
- (6) その他音楽室の美観を著しく損なうこと。

(損害賠償)

第6条 音楽室の利用者は、故意又は過失により施設、備品、器具等を損壊し、又は滅失した場合は、すみやかに管理運営責任者に届け出て、その指示に従わなくてはならない。

(許可の取消し)

第7条 音楽室の利用者がこの規程及び音楽練習室使用者心得に違反したときは、管理運営責任者は、当該使用者の属する公認サークルの使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(管理運営責任者等)

第8条 音楽室の管理運営責任者は学部長とし、管理に関する事務は学務グループ学生支援班が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか音楽室の使用に関し必要な事項は、管理運営責任者が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。